

2020年8月29日

内閣総理大臣 安倍晋三 様
総務大臣 高市早苗 様
文部科学大臣 萩生田光一 様
環境大臣 小泉進次郎 様
沖縄北方担当大臣 衛藤晟一 様

〒151-0072 東京都渋谷区幡ヶ谷 1-23-14
日本同盟基督教団「教会と国家」委員会
委員長 本間羊一

安倍首相の靖国神社への玉串料奉納、閣僚の参拝に対する抗議声明

私ども日本同盟基督教団「教会と国家」委員会は、安倍晋三首相が、2020年8月15日に靖国神社に玉串料を奉納したことに対して、以下の理由で強く抗議いたします。

1. 抗議の対象とする事実

安倍首相は、2020年8月15日、靖国神社に高鳥修一総裁特別補佐を代理人として玉串料を奉納し、また、高市早苗総務相、萩生田光一文部科学相、小泉進次郎環境相、衛藤晟一沖縄北方担当相の4名は、靖国神社を参拝しました。8月15日における首相の玉串料奉納は第二次安倍政権発足以来8年連続であり、同日における閣僚の靖国参拝は2016年以来であり、特に今年は第二次安倍政権発足以来最多の4閣僚が参拝をしました。安倍首相は奉納に当たり「今日の平和の礎となられた戦没者に心から敬意と感謝の念をささげ、み霊の平安と恒久平和を祈る」とのメッセージを、代理人を通して述べています。また、中国や韓国の反発が予想されるとする記者団の質問に対して衛藤氏は、「閣僚だから、でないかは全然関係ない。中国や韓国から言われることではない。そういう質問の方が異常だ」と返答しました。その他の閣僚も、以下のように発言しています。「決して外交問題にしてはいけないし、外交問題ではあり得ない」（高市氏）。「先の大戦で尊い犠牲となられた先人の御霊（みたま）に謹んで哀悼の誠を捧げた」（萩生田氏）。「ちゅうちょはなかった。（参拝に）行ったことがニュースになること自体がなくなる時代にしなければならぬ」（小泉氏）。さらに同日、尾辻秀久元厚生労働相、下村博文選対委員長、稲田朋美幹事長代行らが靖国神社を参拝しました。これらの安倍首相をはじめとした閣僚、議員の言動は、安倍政権を含めて歴代内閣が受け継いでいるはずの「村山談話」に表明されている歴史認識を無視したものと云わざるを得ません。

2. 政教分離原則に違反すること

かつて日本は天皇を神格化し、皇室神道を事実上の「国教」とし、政府は国民に対し教育勅語や神社参拝等を通して国家神道及び天皇への礼拝を強要しました。神社参拝は国民の義務とされ、拒否したならば不敬とみなされ、社会からの排除を始め、逮捕、投獄の末、獄死させられる者もいました。こうして、国内に根強く浸透した国家神道は、国家総動員の戦争を支える精神的支柱となり、日本は軍国主義へと突き進み、アジア地域の侵略とそこに住む人々への神社参拝強要がなされる中、国内外の多くの尊い命が犠牲となりました。このような日本が過去に犯してしまった過ちを繰り返さぬよう、日本国憲法第20条は、国家が宗教行為をすることや、特定の宗教団体に特権を与えることを禁じた政教分離を定

めています。

今回の 4 閣僚の参拝はもちろん、肩書に「自由民主党総裁」と記帳がなされた安倍首相の靖国神社への玉串料奉納も、いずれも私人としての宗教行為とは到底理解できない公的な宗教的行為であり、国の宗教活動にあたるのです。また、先に引用した安倍首相が代理人を通して公表したメッセージ、また 4 人の閣僚の言動は、靖国神社を公人として援助・助長していると言わざるを得ません。とりわけ、文部科学省は宗務行政を担当し、戦後における「信教の自由」の確立や政教分離の徹底を推進すべき行政機関でもあることを踏まえる時、萩生田氏の参拝と発言は文科相としての適性を著しく欠くものです。

結果として、これらの行為は靖国神社という特定の宗教に特権を与えています。したがって、本抗議声明の 1. に記載の事実は、「国及びその機関は、宗教教育その他のいかなる宗教的活動もしてはならない」という憲法第 20 条 3 項に明確に違反しており、憲法第 99 条の憲法尊重擁護義務を無視した行動と言わざるを得ません。

3. 私たちの信仰の自由を侵害していること

キリスト者である私たちは、父・子・聖霊の三位一体なる神が、今もこの世界を支配し治めているという信仰に立っています。この世の権力は全てこの神に由来し、この神を超えることはありません。私たちは、この神のみを礼拝します。しかし、かつて戦前戦中、キリスト教が弾圧されたのは、国家が人間に過ぎない天皇を神とし、子なる神である主イエス・キリストに対立するとしたからでした。そして、私たちは国家が推進した天皇への礼拝に屈服し、主イエス・キリストと並べて天皇や神社を拝むという偶像礼拝の罪を犯したのです。私たち日本同盟基督教団は、戦後 50 年を経過する頃より、公式の宣言文などにおいて、その罪を認め、悔い改めを表明しています（1991 年「日本同盟基督教団宣教 100 周年記念宣言」、1996 年「日本同盟基督教団宣教 105 周年記念大会 横浜宣言」等）。

本来、「信教の自由」をはじめとする基本的人権は人間の尊厳に関わるものであり、絶対に侵されるべきではありません。しかし、国の機関である首相や国民の代表である多くの国会議員が一宗教団体に過ぎない靖国神社を参拝することは、特定の宗教団体に国が特権を与えることであり、「信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない」という憲法第 20 条 1 項に違反しています。それは、戦前戦中の轍を踏み、国家による宗教上の強要を生む可能性を孕んでおり、私たちの信仰の自由を奪うことになりかねません。

4. 軍国主義が復活するおそれがあること

靖国神社の目的は、国家のために亡くなった戦死者の「慰霊と顕彰」にありますから、首相は、靖国神社に合祀されている A 級戦犯を含む戦死者を「慰霊」「顕彰」するのと同様の行為を行ったのです。現在、安倍首相は、自身の首相任期中（2021 年 9 月まで）に自衛隊を憲法に明記する改憲を使命とする考えを表明しています。その自衛隊とは 2016 年 3 月 29 日に施行された平和安全法制によって、集団的自衛権の行使が容認されている自衛隊に他なりません。それは、自衛隊が海外で集団的自衛権と称する武力行使をし、軍隊として戦争に参加することであり、仮に自衛隊員が戦死した時には日本政府が靖国神社に祀るといふ道を開きかねず、再びかつての軍国主義を招来しかねないということなのです。

以上の理由から、今回の 8 月 15 日の首相の玉串料奉納、国会議員らによる靖国神社参拝に対し、強く抗議いたします。